

第3節 調査研究の充実

府の研究所等（保健環境研究所、中小企業技術センター、織物・機械金属振興センター、農林水産技術センター）においては、次のとおり地域の環境課題に応じた調査や研究を行っています。

表3-57 研究所等における調査研究

機関名	テーマ等	内 容
保健環境研究所	アルゼンチンアリ根絶方法に関する検討	生息数が減少し、分断化されてきた市街地での本種根絶に向け、すでに根絶を達成している一部区域での結果を元に、最適かつ最短の手法を検討する。
	地域の生物相調査から行う環境影響評価研究	地域の生物モニタリング調査を継続実施し、研究所構内の環境かく乱の影響を検討する。また、府内河川の水生生物相調査を順次、網羅的に実施し、過去データと比較しながら環境資産データベースづくりの新たな基盤とする。
	携帯端末を利用した京都府河川の底生動物調査支援アプリケーションの開発	当所の生物標本データベースとともに、京都府河川の底生動物調査結果のデータベース化と公開を期し、府民が気軽に利用できる携帯端末用アプリケーションを開発する。
	ネオニコチノイド系農薬の脊椎動物に対する安全性について	4つのネオニコチノイド系農薬の長期低濃度暴露試験をカエル変態試験に適用させ、長期低濃度暴露による致死性以外の毒性影響を明らかにする。
	揮発性有機化合物が大気環境に与える影響	大気中に放出される揮発性有機化合物（VOC）には、光化学反応を促進し光化学オキシダント（Ox）や粒子状物質（PM）を生成する物質が含まれるが、実態解明には至っていない。本研究では、府内におけるVOC反応生成物の動態を把握することにより、OxやPMの高濃度事象の原因究明や汚染機構の解明の一助とする府内のVOC濃度を把握し、OxやPMへ与える影響を評価する。
	PM2.5の環境基準超過をもたらす地域的/広域的汚染機構の解明（Ⅱ型共同研究/都市汚染グループ）	PM2.5の主成分である有機炭素（OC）については、その組成や発生源指標に関する知見が少ないため、地域/広域汚染、複合汚染の切り分けが難しい。本グループでは指標成分と言われている有機成分を参加機関で同時測定し、地域的な汚染の特徴を把握する。有機成分の測定を通じて都市汚染に寄与する発生源の理解を深める。
	PM2.5の環境基準超過をもたらす地域的/広域的汚染機構の解明（Ⅱ型共同研究/輸送汚染グループ）	当所を主体とした共同研究。府内、参加府県あるいは提供依頼に応じた自治体のPM2.5自動測定機の使用済みテープろ紙を分析試料とし、1時間ごとの化学成分を分析する。地環研の連携による中国大陸から京都への汚染物質の越境輸送及び、京都/奈良/滋賀における大阪方面からの汚染物質の輸送についての元素成分を指標とした発生源・輸送過程・二次生成のメカニズム解明
	環境音の周波数分析調査（全国環境研協議会騒音小委員会共同調査）	全国環境研協議会騒音小委員会（以下「委員会」という）共同調査に参加し、多様な環境音の周波数分析を行う。多様な場所の環境音の周波数データを集積し、音色を加味した「騒音の目安」を作成する。あわせて騒音測定ノウハウを取得する。
	高リスクが懸念される微量化学物質の実態解明	全国的に広く使用されているリン酸エステル系難燃剤について、環境中における実態把握や排出源の解明のため、府内主要河川において調査を実施する。
	京都府内の淡水ガメ生息実態調査	本府や環境省の外来種対策と在来種保全に必要な基礎データを提供することを目的に、府全域の外来淡水ガメの捕獲調査を行い、分布・生息状況を明らかにする。また、27～28年度の調査で準絶滅危惧種であるニホンシガメがアライグマに捕食されている可能性が強く疑われる一方、アカミミガメは影響を受けていないことが明らかになったため、その詳細な分析を行う。
京都府内河川水等の難分解性有機物の実態把握	府内の中小河川等において、夏期と冬期に採水を行い、長期分解性試験及び分画・抽出試験を実施し、難分解性有機物の割合・挙動等について実態把握を行う。	
ゴルフ場使用農薬分析手法の開発	29年3月に環境省が「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」を策定、従来の水濁指針値に加え、水産指針値が示されたことから、引き続き、新たな農薬について当所の機器に適合する手法を検討し、GC/MS及びLC/MSによる分析方法を確立する。	
海域における水質管理に係わる栄養塩・底層溶存酸素状況把握に関する研究	28年度までの調査結果から、北部閉鎖性海域のうち、阿蘇海と久美浜湾は、夏季のみならず冬季にも貧酸素水塊が形成される特殊な環境であることが判明した。引き続き、当該海域において貧酸素水塊の形成状況を把握するための実態調査を実施し、データの蓄積を行う。	

中小企業技術センター	グラフェン成膜手法の確立	1 原子シート状物質であるグラフェンはカーボンナノチューブ等と並び、太陽電池電極等の半導体用部材をはじめ、様々な応用展開が期待されており、興味を持つ府内企業も多い。しかしながら、材料自体が高価であることから、実験的に用いる場合においてもそのハードルが高く、今後の利用促進のためには、その成膜技術の確立が重要となる。本研究では、大面積生産に有利な化学気相堆積法（CVD法）によるグラフェン作製を目指す。
織物・機械金属振興センター	絹蛋白の有効利用開発	絹織物製造工程において廃棄されている絹蛋白（セリシン・フィブロイン）を有効利用するため、シルクフィルムに関する研究を実施するとともに、セリシン・フィブロインの衣料、化粧品、衛生材料、食品、医療材料等多分野への用途開拓を行い、丹後において新しい産業に育成するため共同研究や市場開拓について調査研究を行っている。
農林水産技術センター	農林センター 農薬残留調査	万願寺トウガラシ等のブランド京野菜について、農薬登録適用拡大のため農薬の作物残留分析を実施している。
	全国農地土壌炭素調査	京都議定書における温室効果ガス排出量6%削減に向け農業分野における地球温暖化防止策への貢献が求められている。そのため、農地をCO2吸収源として活用することを目指し、農地土壌炭素含有量等を把握する。
	海洋センター 沿岸環境のリアルタイムモニタリングによる温暖化の影響評価（漁場特性の研究）	自動観測ブイを設置してリアルタイムで水温、潮流等をモニタリングし、急潮予測精度の向上を図るとともに、海洋調査船で定期的に海洋観測を行い、温暖化等による本府沿岸海域の環境変化を把握する。

第4節 土地利用対策・個別地域環境保全対策の推進

1 「京都府土地利用基本計画」

「京都府土地利用基本計画」（以下本項において「基本計画」という）は、京都府国土利用計画に定める基本的な方針に基づく土地利用を図ることを目的としたもので、50年4月に策定され、土地取引の規制、土地利用の規制、遊休土地に関する措置等の実施のための基本となる計画です。

また、基本計画は、「都市計画法」「農業振興地域の整備に関する法律」「森林法」「自然公園法」「自然環境保全法」等に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすものとされており、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域を設定し、図面表示した計画図と、土地利用の基本方向、地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針等を定めた計画書で構成されています。

なお、計画図は、毎年必要に応じて変更を行っています。

また、計画書については、基本計画の基となる京都府国土利用計画を29年1月に策定したことから、30年1月に改定しています。

第5節 公害防止計画の推進

府では、公害防止に関する施策を総合的に講じる必要がある地域について、「環境基本法」に基づき、公害防止計画を作成しています。

作成状況は、以下のとおりです。

1 「京都地域公害防止計画」の概要

①計画対象地域

京都市、宇治市、向日市、長岡京市及び大山崎町の4市1町

②計画の期間

23年度から32年度の10年間

③計画の主要課題

河川の水質汚濁について、大阪湾に流入するCODの汚濁負荷量の削減並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。

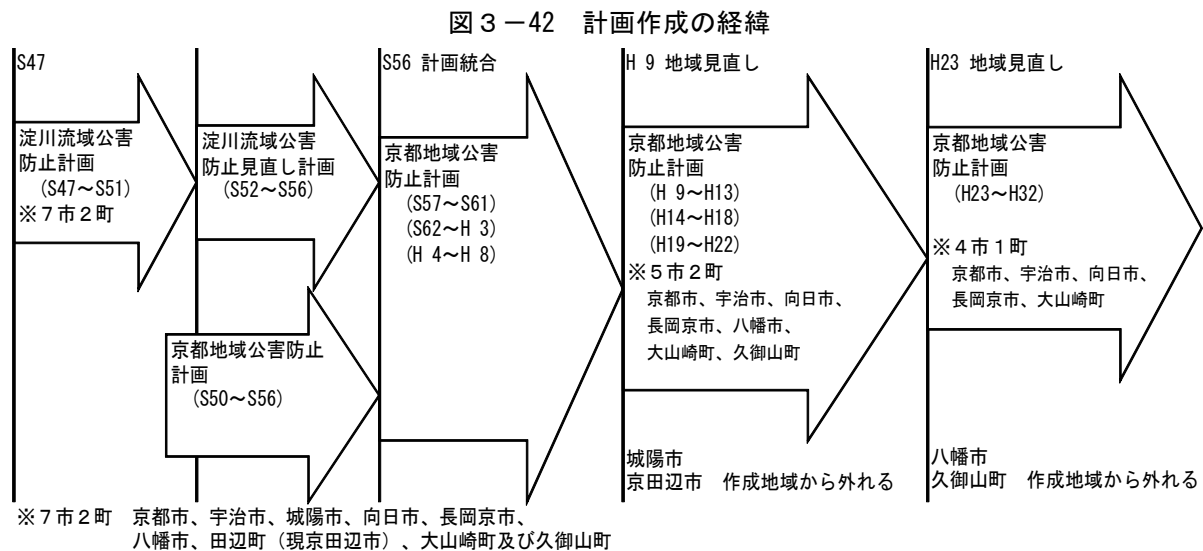
④計画の目標

環境基準の達成

⑤講じる施策

計画の目標を達成するため、発生源等に対する各種規制及び監視を強化充実させるとともに、下水道の整備等の施策を実施する。

2 府における計画作成の経緯



第6節 公害紛争処理等の実施

1 公害苦情の概要

28年度に府内の市町村等が受け付けた公害に関する苦情の件数は表3-57のとおり、1,647件（前年度比-128件）となりました。

そのうち、大気汚染、水質汚濁等**典型7公害***の苦情は1,051件（前年度比-91件）、廃棄物投棄等**典型7公害**以外の苦情は596件（前年度比-37件）でした。

典型7公害では騒音・悪臭・大気汚染に関する苦情が多く、典型7公害苦情の83%を占めました。

典型7公害以外では、廃棄物投棄が典型7公害以外の苦情の44%を占めました。

公害苦情の種類別件数は図3-43、発生源種類別苦情件数は図3-44、地域別苦情件数は図3-45及び公害苦情件数の経年変化は図3-46のとおりです。

なお、公害苦情件数は、公害等調整委員会が実施した調査に基づき府内市町村へ寄せられた件数を集計したものであり、府警察本部への苦情件数は含まれていません。また、同一人からの同一苦情については、複数回苦情があっても1件として取り扱っています。

表 3-58 27年度及び28年度における公害別苦情件数

年度	典型7公害								典型7公害以外		合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計	廃棄物投棄		
28	293	150	2	364	24	0	218	1,051	596	[262]	1,647
27	307	171	1	382	25	2	254	1,142	633	[310]	1,775

図 3-43 公害苦情の種類別件数

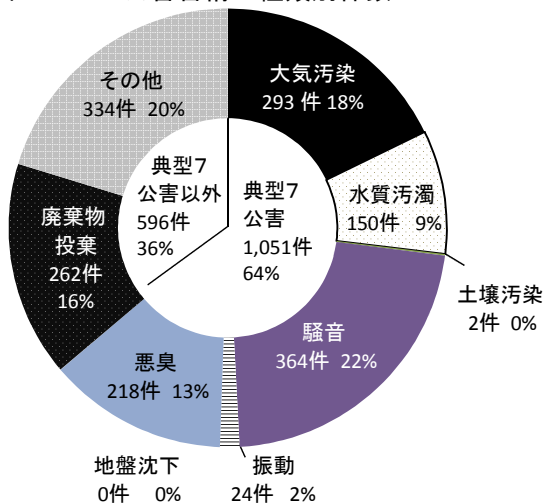


図 3-44 発生源種類別苦情件数

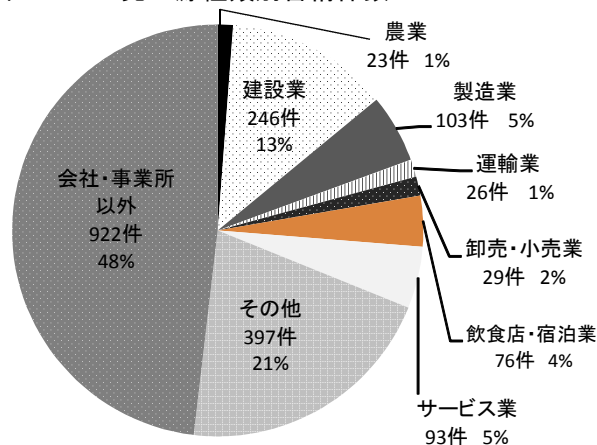
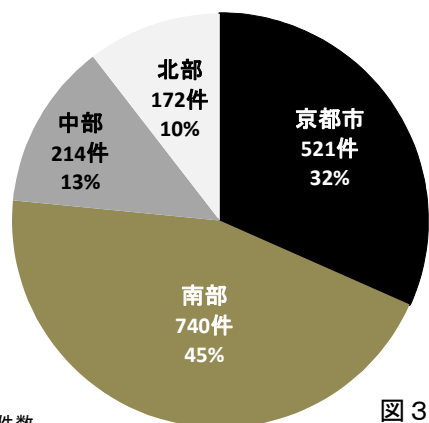
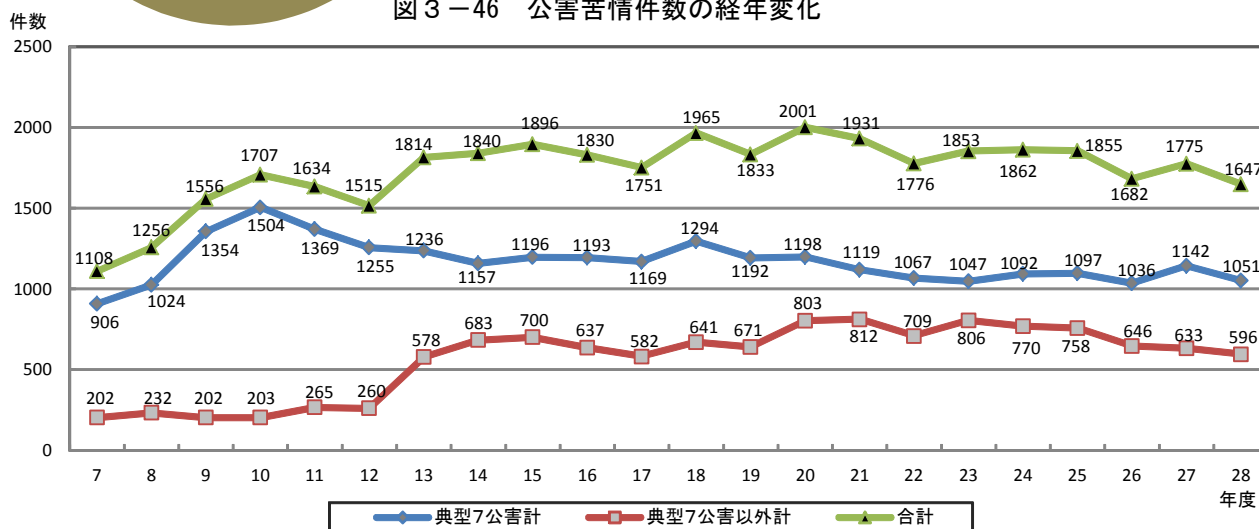


図 3-45 地域別苦情件数



注：南部は京都市より南の地域、中部は亀岡市、南丹市 京丹波町、北部は福知山市、綾部市以北をいう。

図 3-46 公害苦情件数の経年変化



※5年度までは、「典型7公害以外」に市町村又は保健所で受けた野犬の徘徊、放置自転車、路上駐車等の苦情を含みます（府警察本部への苦情は含まれていません）。

2 公害紛争の処理

公害苦情においては、一般的には、まず被害者から苦情申立てが行われますが、これが早期に解決されず、原因者との話し合いがこじれた場合に、紛争という形態に発展していきことがあります。

「公害紛争処理法」では、公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に行政分野に公害紛争処理制度を設けることとしており、府は同法に基づき公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手續により公害紛争を処理しています。

29年末までに受理した公害紛争事件は47件（調停46件、仲裁1件）で、処理状況は調停成立16件、調停打ち切り20件、調停申請取下げ8件（一部調停打ち切り・一部申請取下げの2件を含みます）、調停申請却下1件、仲裁判断1件となっています。

受け付けた事件の公害の種類としては騒音・振動が多く、地域としては京都市内が35件、京都市以外が12件となっています。

第7節 規制的措施

府警察では、府民の安全で快適な生活を確保するため、市町村と連携し、生活環境を破壊する悪質な環境犯罪の取締りを積極的に進めています。

環境犯罪には、廃棄物事犯、水質汚濁事犯等がありますが、近年は、不法投棄や不法焼却等の廃棄物事犯が大多数を占めており、これらの違反による検挙が高い水準で推移しています。

29年中は、家屋解体業者による産業廃棄物の不法投棄事犯等、廃棄物に係る事犯158件（前年対比－20件）、184人（前年対比－21人）を検挙したほか、行政指導を無視した土砂条例違反等、その他の環境事犯4件（前年対比＋2件）、2人（前年対比±0件）を検挙しています。

表3-59 環境犯罪の取締り状況の推移

区分	25年		26年		27年		28年		29年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
廃棄物に係る事犯	197	264	187	213	186	227	178	205	158	184
その他の環境事犯	7	3	5	5	3	1	2	2	4	2
合計	204	267	192	218	189	228	180	207	162	186

注) 暦年(1~12月)による

第8節 「京都府緑と文化の基金」制度の活用

府では、京都の優れた自然環境や文化遺産等の貴重な歴史的環境を保全するとともに、自然とのふれあいの場の創出等を図り、緑豊かな文化の香り高い京都を将来の府民に引き継ぐため、2年に全国最大規模の「府緑と文化の基金」を創設しました。

この基金では、身近な自然環境や地域固有の伝統芸能、祭り等の歴史的環境から地域環境まで幅広く対象とし、特にこれまで保全制度の谷間にあって埋もれているものや、隠れた貴重な自然環境・文化遺産等の掘り起こしを図るなど、それらに光を当てる取組を進めており、幅広い視野に立って、市町村をはじめとした関係機関が密接に連携しあう柔軟な取組を進めています。